

盛岡市歴史的町家展示交流館条例

別表（第8条関係）【通常料金】

(1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	2,880円	4,560円	5,200円	7,440円	9,760円	12,640円
	準備撤去	2,080円	3,200円	3,680円	5,280円	6,880円	8,880円
	その他の日	2,560円	3,520円	4,560円	6,080円	8,080円	10,640円
	準備撤去	1,840円	2,480円	3,200円	4,320円	5,680円	7,520円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,200円	5,200円	6,400円	8,400円	11,600円	14,800円
	その他の日	2,880円	4,560円	5,440円	7,440円	10,000円	12,880円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,520円	5,440円	6,720円	8,960円	12,160円	15,680円
	その他の日	2,880円	4,880円	5,840円	7,760円	10,720円	13,600円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,240円	5,840円	7,680円	10,080円	13,520円	17,760円
	その他の日	3,520円	5,200円	6,080円	8,720円	11,280円	14,800円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 連続して4日間以上使用する場合は、別表の利用料金とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を利用し、技術サポーターを必要とする場合は1,000円/1時間を別途徴収する。

(2) 多目的広場 1時間までごとに 1,000円の範囲内で規則で定める額

盛岡市歴史的町家展示交流館条例

別表（第8条関係）【長期利用料金（4日間以上連続使用）】

(1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	2,020円	3,200円	3,640円	5,210円	6,840円	8,850円
	準備撤去	1,460円	2,240円	2,580円	3,700円	4,820円	6,220円
	その他の日	1,800円	2,470円	3,200円	4,260円	5,660円	7,450円
	準備撤去	1,290円	1,740円	2,240円	3,030円	3,980円	5,270円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,240円	3,640円	4,480円	5,880円	8,120円	10,360円
	その他の日	2,020円	3,200円	3,810円	5,210円	7,000円	9,020円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,470円	3,810円	4,710円	6,280円	8,520円	10,980円
	その他の日	2,020円	3,420円	4,090円	5,440円	7,510円	9,520円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,970円	4,090円	5,380円	7,060円	9,470円	12,440円
	その他の日	2,470円	3,640円	4,260円	6,110円	7,900円	10,360円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額の3倍に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。
- 連続して4日間以上使用する場合は、上記利用料金とする。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の使用料の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を利用し、技術サポーターを必要とする場合は1,000円/1時間を別途徴収する。

(2) 多目的広場 1時間までごとに 700円 4日以上使用の場合 日数×7,000円

盛岡市歴史的町家展示交流館条例施行規則

別表（第5条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
舞台設備	可動舞台	1式	650円
	スクリーン	1張	880円
	演台	1式	260円
	めくり台	1台	130円
	指揮台	1式	130円
	司会台	1台	130円
	平台	1枚	130円
	舞台増設に係る平台（10枚以上）	1式	1,200円
照明設備	ローアホリゾントライト	1列	260円
	ボーダーライト	1列	390円
	基本照明A（舞台の増設なし）	1式	1,100円
	基本照明B（舞台の増設あり）	1式	2,200円
	スポットライト	1台	130円
音響装置	拡声装置（マイクロホン2本付き）	1式	1,100円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	390円
	マイクロホン	1本	390円
	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	650円
映像装置	ビデオプロジェクター	1台	1,300円
	ブルーレイディスクレコーダー	1台	390円
	モニターテレビ	1台	260円
その他	レーザーポインター	1台	130円
	持込機器に係る電気使用	1キロワット までごとに	100円

備考

- 1 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時30分まで使用する場合は使用料の額は表に掲げる額に2を乗じて得た額とし、午前9時から午後9時30分まで使用する場合は使用料の額は表に掲げる額に3を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の使用料の額は、この表により算定した額に、その超える時間3時間までごとに表に掲げる額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- 3 準備、リハーサル及び舞台装置以外で実際に利用しない区分においては利用料を徴収しない。